

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 省 略

25 34 省 略

35 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第五章並びに地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省 略

三 地方法人税法第十六条第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四 省 略

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第二十七条の十四 法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第五章並びに地方法人税法第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・三 省 略

四 地方法人税法第十六条第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

五・六 省 略

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 同 上

25 34 同 上

35 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第四章並びに地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同 上

三 地方法人税法第十六条第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四 同 上

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第二十七条の十四 法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第四章並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・三 同 上

四 地方法人税法第十六条第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

五・六 同 上

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

第三十八条 省 略

254 省 略

5 法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに第三編第二章（第二節を除く。）並びに地方法人税法第二章第三節及び第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一五 省 略

六 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

七・八 省 略

（確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例）

第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法第九十三条第一項の規定により法人税法第七十五条の二第八項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第七項（地方法人税法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合を法第九十三条第一項に規定する利子税特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定によりその提出期限が延長された同法第七十五条の二第二項若しくは第四百四十四条の八に規定する申告書に係る事業年度の法人税に係る利子税のうち当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する事業年度の法人税に係るもの又は地方法人税法第十九条第四項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定

第三十八条 同 上

254 同 上

5 法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに第三編第二章（第二節を除く。）並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一五 同 上

六 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

七・八 同 上

（確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例）

第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法第九十三条第一項の規定により法人税法第七十五条の二第八項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第七項（地方法人税法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合を法第九十三条第一項に規定する利子税特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定によりその提出期限が延長された同法第七十五条の二第二項若しくは第四百四十四条の八に規定する申告書に係る事業年度の法人税に係る利子税のうち当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する事業年度の法人税に係るもの又は地方法人税法第十九条第四項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定

による申告書に係る課税事業年度（同法第七條第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の地方法人税に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十條第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「地方法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する課税事業年度の地方法人税に係るもので、これらの延長された提出期限の日が特例期間後に到来するものにあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該延長された提出期限の日までの期間とする。

2 省 略

第三十九條の十二の二 省 略

2 省 略

3 法第六十六條の四の二第一項の規定による納税の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の財務省令で定めるものを添付し、これを国税通則法第四十六條第一項に規定する税務署長等に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 納付すべき更正決定に係る地方法人税の地方法人税法第七條第一項に規定する課税事業年度、納期限及び金額

五 六 省 略

4 省 略

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

による申告書に係る課税事業年度（同法第七條に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の地方法人税に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十條第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「地方法人税申告基準日」という。）が特例期間内に到来する課税事業年度の地方法人税に係るもので、これらの延長された提出期限の日が特例期間後に到来するものにあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該延長された提出期限の日までの期間とする。

2 同 上

第三十九條の十二の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 納付すべき更正決定に係る地方法人税の地方法人税法第七條に規定する課税事業年度、納期限及び金額

五 六 同 上

4 同 上